

議第51号

和解について

広島地方裁判所呉支部平成28年(ワ)第141号所有権移転登記手続請求事件について、次のとおり訴訟上の和解をする。

1 当事者

(1) 原告

呉市汐見町14番2号

水善鉄工株式会社

代表取締役 有本 良子

(2) 被告

呉市

2 和解条項

(1) 被告は、原告に対し、本日、別紙物件目録記載の土地（別紙土地所在図記載の1-1の土地。以下「本件土地」という。）を代金320万円で売り、原告はこれを買受ける。

(2) 原告は、被告に対し、前号の金員を、平成29年3月31日限り、被告が発行する納入通知書により支払う。

(3) 被告は、原告に対し、本件土地につき、平成29年 月 日売買を原因とする所有権移転登記手続をする。ただし、この登記手続費用は、原告の負担とする。

(4) 原告は、その余の請求を放棄する。

(5) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提案理由)

広島地方裁判所呉支部平成28年(ワ)第141号所有権移転登記手続請求事件について、同裁判所から和解の勧告があったので、これに応じるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。

(別紙)

物 件 目 録

所 在	呉市汐見町
地 番	1 番 1
地 目	宅地
地 積	2 8 9 . 7 1 平方メートル

以 上

登記年月日：昭和39年3月5日

0596001

前後梁付

地番

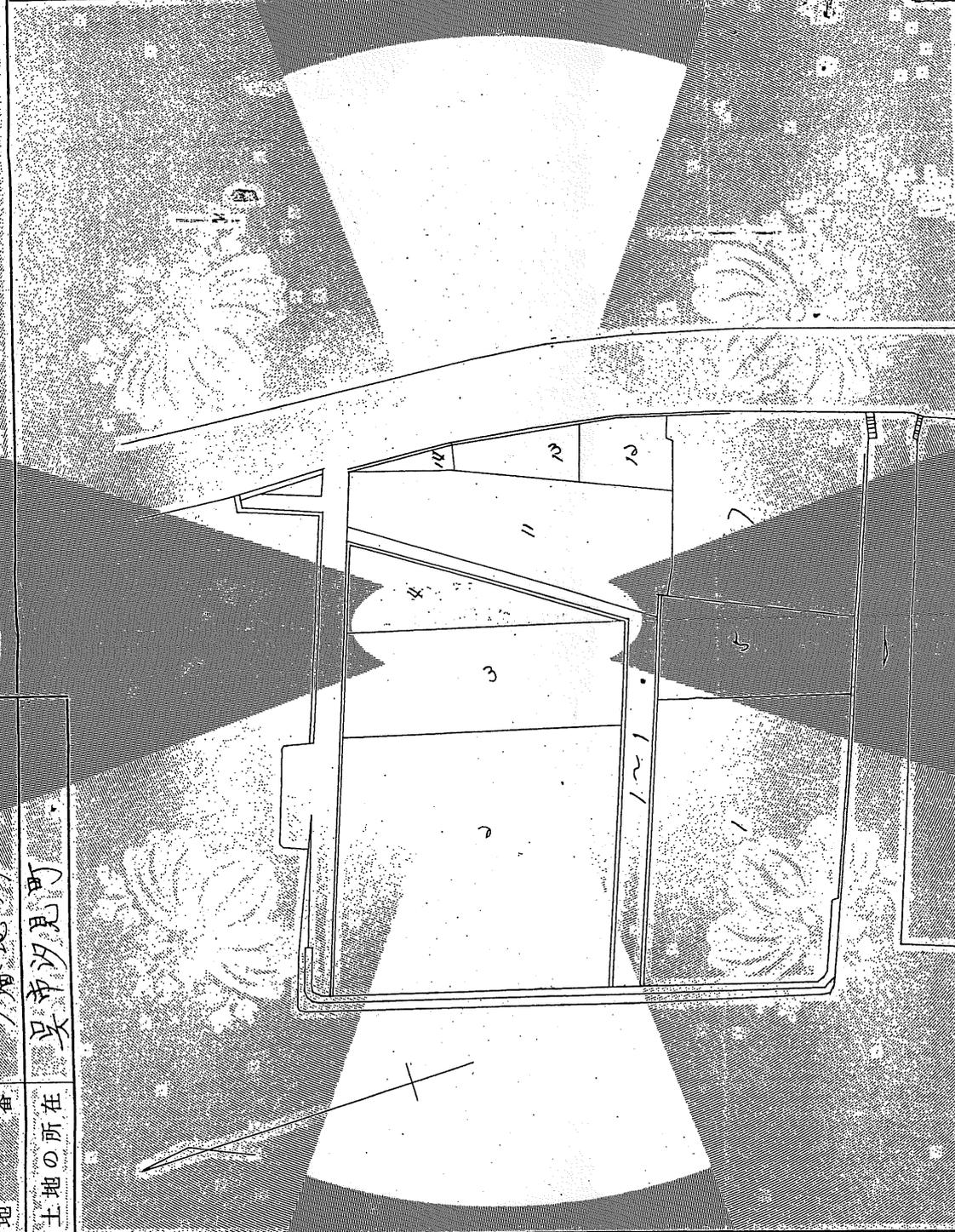
番地

土地の所在

吳市汐見町

土地所在図 539.3.5

作製年月日 昭和廿九年三月五日	作製者 宇野建設事務所 技師 宇野真治	申請人 長興興業
--------------------	---------------------------	-------------



所 役 市 県

これは図面に記録されている内容を証明する図面である
平成27年6月9日 広島法務局長 吉岡

